

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金利用意向届

あわら市普通財産活用促進事業補助金の交付を受ける意向があるので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定する普通財産の所在
- 2 指定する普通財産の売買契約締結日 年 月 日
- 3 指定する普通財産の売買金額 円
- 4 指定する普通財産の居住開始予定日 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付申請書

あわら市普通財産活用促進事業補助金の交付を受けたいので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定する普通財産の所在
- 2 指定する普通財産の売買契約締結日 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 円

添付文書

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 土地及び住宅の登記事項証明書
- (3) 公共料金の請求書等指定地に居住していることがわかる書類
- (4) 指定地の売買契約書（写し）及び売買代金を納付したことがわかる書類
- (5) やむを得ず指定地の購入者と当該指定地の所有者が異なる場合は、その事由が記載された書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

あわら市指令 第 号
住所
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

あわら市長

記

補助金交付決定額 円

様式第4号（第7条関係）

あわら市指令 第 号
住所
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を不交付とすることに決定したので通知します。

年 月 日

あわら市長

記

不交付となった理由

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にあわら市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所
氏 名
電話番号

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定通知のあった補助金について、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

（振込先）
フリガナ
口座名義人
金融機関
支店等
口座種別
口座番号

様式第6号（第10条関係）

あわら市指令 第 号
住所
氏名

あわら市普通財産活用促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付決定をしたあわら市普通財産活用促進事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、あわら市普通財産活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

あわら市長

記

- 1 交付済額 円
- 2 返還請求額 円
- 3 取消しの理由
- 4 返還期限 年 月 日

5 備考

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内にあわら市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。